

○運転免許の取消し、停止等に係る事前事務処理要領の制定について

令和4年2月8日

道本運管第3537号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
みだしのことについては、「運転免許の取消し、停止等に係る事前事務処理要領の制定について」（平29.6.26道本運管第879号。以下「旧通達」という。）に基づいて実施してきたところであるが、この度、一部押印を廃止するなどの見直しを行い、令和4年3月1日から運用することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

別添

運転免許の取消し、停止等に係る事前事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定に基づいて行われる運転免許の取消し、停止等の不利益処分の手続等について、必要な事項を定めるものである。

第2 運転免許に関する不利益処分の手続

運転免許の取消し、停止等の不利益処分を科すためには、行手法の規定による事前手続きが必要であるが、その事前手続きの種類及び手続規定は次のとおりである。

1 意見の聴取

(1) 対象となる処分

ア 法第103条第1項第5号に規定する点数制度に基づく免許の取消し及び90日以上免許の効力の停止（禁止）

イ 法第103条第2項第1号から第4号までに規定する点数制度に基づく免許の取消し

ウ 法第104条の2の2第6項に規定する再試験不受験による免許の取消し

(2) 手続規定

ア 法第104条

イ 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取等規則」という。）

ウ 北海道公安委員会の行う聴聞等及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年道公安委員会規則第8号。以下「道聴聞等規則」という。）

2 特例聴聞

(1) 対象となる処分

ア 法第103条第1項（第5号を除く。）若しくは第4項の規定による取消し又は90日以上免許の効力の停止（禁止）

イ 法第103条第2項第5号の規定による免許の取消し

(2) 手続規定

ア 行手法第15条～第28条

イ 法第104条の2

ウ 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。）

エ 道聴聞等規則

3 弁明の機会の付与

(1) 対象となる処分

ア 行手法に基づく「弁明の機会の付与」

法第103条第1項（第5号を除く。）又は第4項の規定による90日未満の免許の効力の停止（禁止）

イ 法に基づく「弁明の機会の付与」

(ア) 免許の拒否及び保留

(イ) 免許の事後取消し及び事後停止

(ウ) 仮停止（仮禁止）

(2) 手続規定

ア 行手法に基づく「弁明の機会の付与」

(ア) 行手法第29条～第31条

(イ) 聴聞等規則

(ウ) 道聴聞等規則

イ 法に基づく「弁明の機会の付与」

(ア) 法第90条第4項及び第7項

(イ) 法第103条の2第2項

(ウ) 意見の聴取等規則

(エ) 道聴聞等規則

第3 意見の聴取に関する手続（別表1参照）

1 主宰者の指名

意見の聴取等規則第3条の規定に基づく主宰者の指名は、あらかじめ別記第1号様式「意見の聴取主宰者指名簿」によって行うこと。ただし、意見の聴取等規則第4条に規定する除斥事由に該当するときは、あらかじめ指名している主宰者と交替する措置を講ずること。

2 公示

法第104条第1項の規定に基づく公示は、別記第2号様式（公安委員会）及び別記第2号様式の2（本部長）により、意見の聴取期日の1週間前までに警察本部又は各方面本部（以下「警察本部等」という。）庁舎の掲示板に掲示して行うこと。

3 代理人

当事者が代理人を出頭させようとするときは、意見の聴取の期日までに別記第3号様式「代理人選任届」又は代理人の氏名及び住所並びに当事者が代理人に対して意見の聴取及び運転免許の行政処分の執行に関する一切の行為を委任する旨を記載した書面を提出させること。

4 補佐人

当事者又は代理人が意見の聴取に補佐人を出頭させようとするときは、意見の聴取の期日までに別記第4号様式「補佐人出頭許可申請書」を提出させること。

5 意見の聴取通知書

法第104条第1項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第39条の規定に基づく文書による通知は、別記第5号様式「意見の聴取通知書」から第5号様式の4「意見の聴取通知受領書」までによって意見の聴取期日の1週間前までに行うこと。

6 意見の聴取期日・場所の変更

主宰者は、職権又は当事者若しくはその代理人の申出により、意見の聴取の期日・場所を変更する場合は、別記第6号様式「意見の聴取期日・場所変更申出書」を提出させるとともに、速やかに別記第7号様式「意見の聴取期日・場所変更通知書」により通知し、公示すること。

7 意見の聴取の審理の方式

主宰者は、意見の聴取の冒頭において立会い警察職員に、予定される処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を出頭した者に対し、説明させること。

8 意見の聴取の続行及び再開

主宰者は、審理の結果、更に意見の聴取を続行する必要があると認めるときは、次回の期日及び場所を別記第8号様式「意見の聴取続行・再開通知書」により告知するとともに、公示すること。

9 意見の聴取調書の作成

主宰者は、審理終了後速やかに別記第9号様式「意見の聴取調書」を作成するとともに、意見の聴取の審理において証拠の提出を受けたときは、提出された証拠品の標目を記載するほかその提出経過を明らかにし、これに記名押印すること。この場合、必要により書面、図面、写真等適当と認めるものを意見の聴取調書に添付することができる。

10 意見の聴取状況報告

主宰者は、別記第9号様式「意見の聴取調書」を公安委員会又は本部長に提出するとともに、審理の状況を別記第10号様式「意見の聴取結果報告書」により報告し、行政庁の決裁を受けて処分を執行すること。

処分量定に対する不服申立て事案又は意見の聴取の続行が必要と認められる事案については、意見の聴取の再開後、別記第10号様式の2「意見の聴取結果の処分裁定報告書」により主宰者の意見を付して決裁を受けて処分を執行すること。

第4 特例聴聞に関する手続（別表2参照）

1 主宰者の指名

主宰者の指名は、別記第11号様式「聴聞の主宰者指名簿」により聴聞の通知の前に指名すること。

なお、主宰者が除斥事由に該当するに至ったときは、速やかに新たな主宰者を指名し、又はあらかじめ指名した主宰者と交替する措置を講ずること。

2 公示

法第104条の2第2項の規定に基づく公示は、別記第12号様式（公安委員会）及び別記第12号様式の2（本部長）により聴聞の期日の1週間前までに警察本部等の掲示板に掲示して行うこと。

行手法第15条第3項の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合には、別記第13号様式により予定された聴聞の期日後さらに2週間掲示して行うこと。

3 点数制度によらない行政処分の上申

重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性帯有の事案を上申する場合は、別記第14号様式「点数制度によらない行政処分上申書」（以下「上申書」という。）を作成し、関係書類を添付の上報告すること。

4 文書等の閲覧

行手法第18条第1項を根拠とする文書の閲覧請求については、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料が「第三者の利益を害するおそれがあるとき」に該当する場合が多く、さらに、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第47条の規定による「公判の開廷前の資料の公開」に当たることがあるため、当事者等から文書の閲覧請求があった際には、当該処分庁の決裁を受けた後、上申書を閲覧させることができる。

第5 弁明の機会の付与に関する手続（別表3参照）

1 弁明録取者の指名

警察署長、警察本部運転免許管理課長及び各方面本部交通課長（以下「警察署長等」という。）は、聴聞等規則第21条の規定に基づき弁明を録取させる警察職員を別記第15号様式「弁明録取者指名簿」によりあらかじめ指名すること。

弁明録取者として指名する警察職員は、道聴聞等規則第2条第2項の規定に基づき、巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員とする。

2 法に基づく弁明の機会の付与

(1) 弁明の機会の付与の通知

警察署長等は、弁明を弁明書又は口頭により行わせるか判断し、弁明の機会の付与の通知は、別記第16号様式又は別記第16号様式の2「弁明通知書」により弁明の期日の1週間前までに弁明をなすべき日時、場所及び処分をしようとする理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えて行うこと。

なお、口頭による通知を行った場合には、通知を行った日時、通知の内容等を備考欄に記録しておくこと。

(2) 弁明調書等の作成、報告

当事者又はその代理人が口頭による弁明を行った場合には、別記第17号様式「弁明調書」により弁明録取者が弁明を録取した後、これに記名押印し、当該警察署長等に報告すること。

3 行手法に基づく弁明の機会の付与

(1) 弁明の機会の付与の通知

警察署長等は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、別記第16号様式の2「弁明通知書」により、予定される不利益処分の内容、根拠法令の条項、原因となる事実、

弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時、場所）を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えて行うこと。

(2) 所在不明者に対する通知

名宛人の所在が判明せず通知ができない場合には、行手法第15条第3項に規定する公示を行う必要があるため、別記第18号様式（弁明書提出による弁明）、別記第18号様式の2（口頭による弁明）を警察本部等掲示板に掲示することにより弁明の機会の付与の通知を行うこと。この場合には、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が到達したものとみなされる。

なお、掲示に係る弁明書の提出期限は、掲示を始める日から3週間以降の日としておくこと。この場合において、指定された期限までに弁明書が提出されない場合は、改めて弁明の機会を付与することを要しない（聴聞等規則第23条）。

(3) 弁明調書等の作成、報告

当事者又はその代理人が口頭による弁明を行った場合には、聴聞等規則第22条の規定に基づく「弁明調書」により弁明録取者が弁明を録取した後、これに記名押印し、当該警察署長等に報告すること。

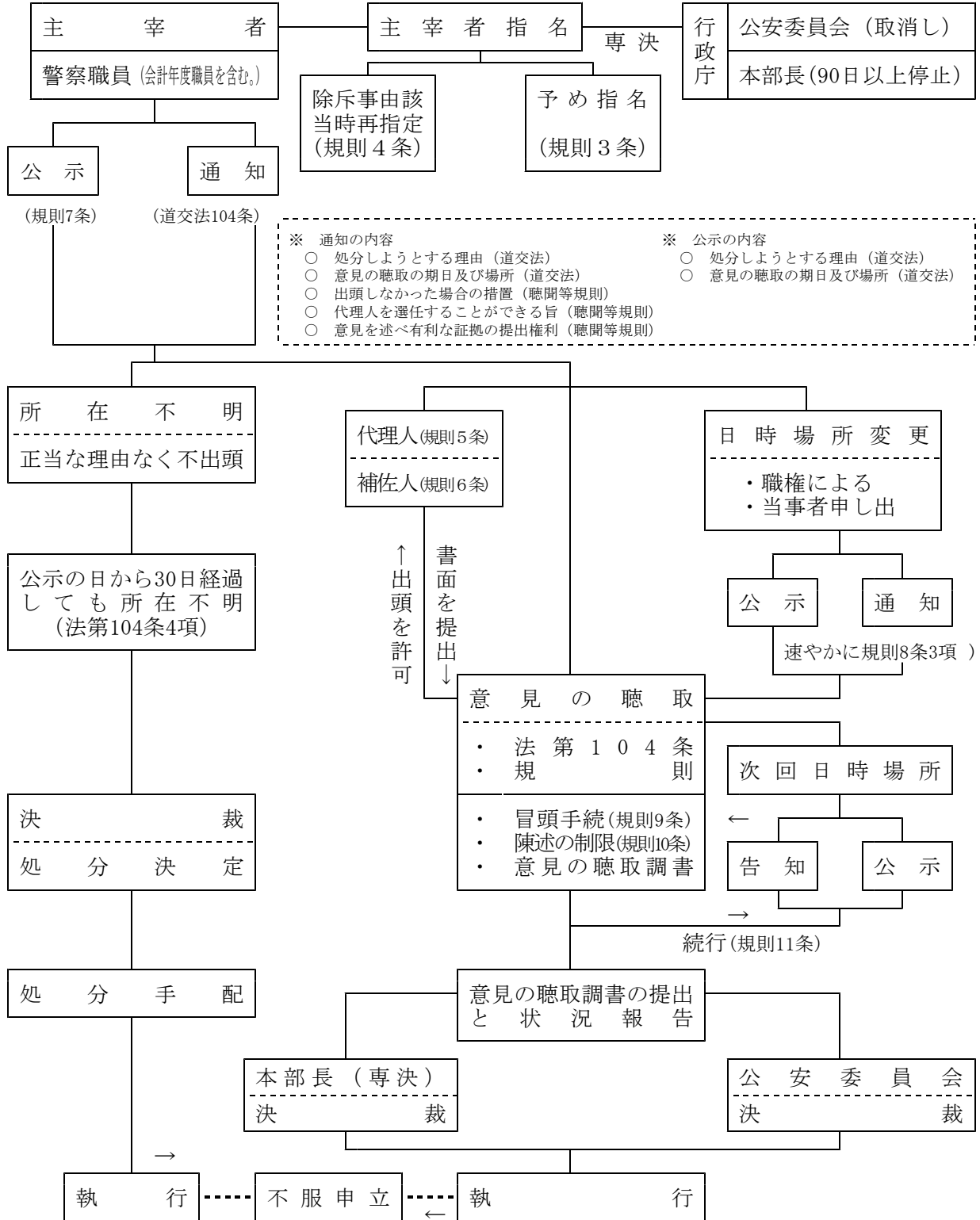
(4) 文書の閲覧

弁明の機会の付与については、文書の閲覧は認められないので注意すること。

別表 1

意見の聴取に関する手続

実施対象	○道路交通法第103条第1項第5号に該当する場合 ○道路交通法第103条第2項第1号から第4号までに該当する場合 (点数制度による交通違反又は交通事故)
------	------------------------------------------------------------------------------------

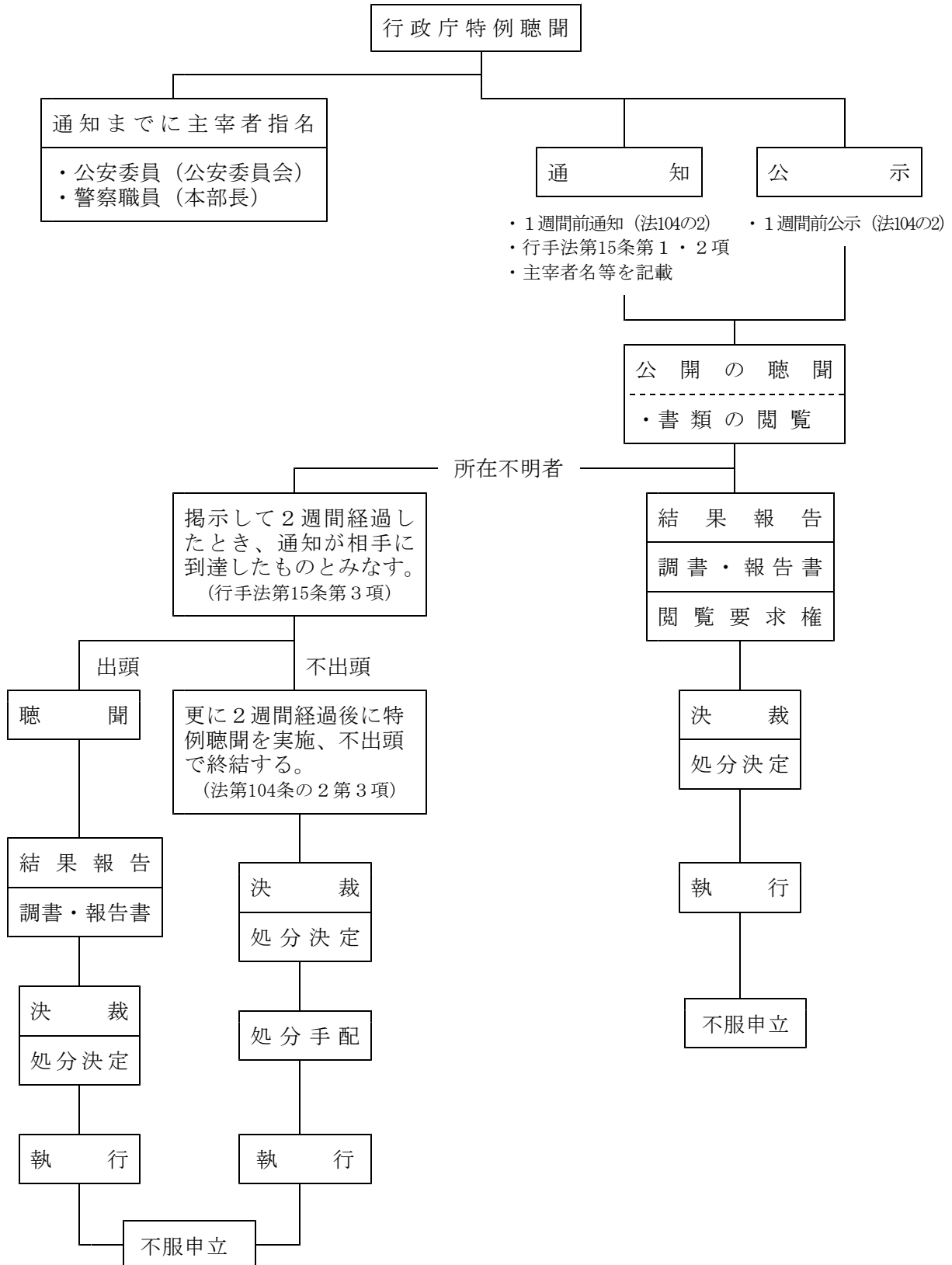


※ この表において規則については、「意見の聴取等規則」をいう。

別表 2

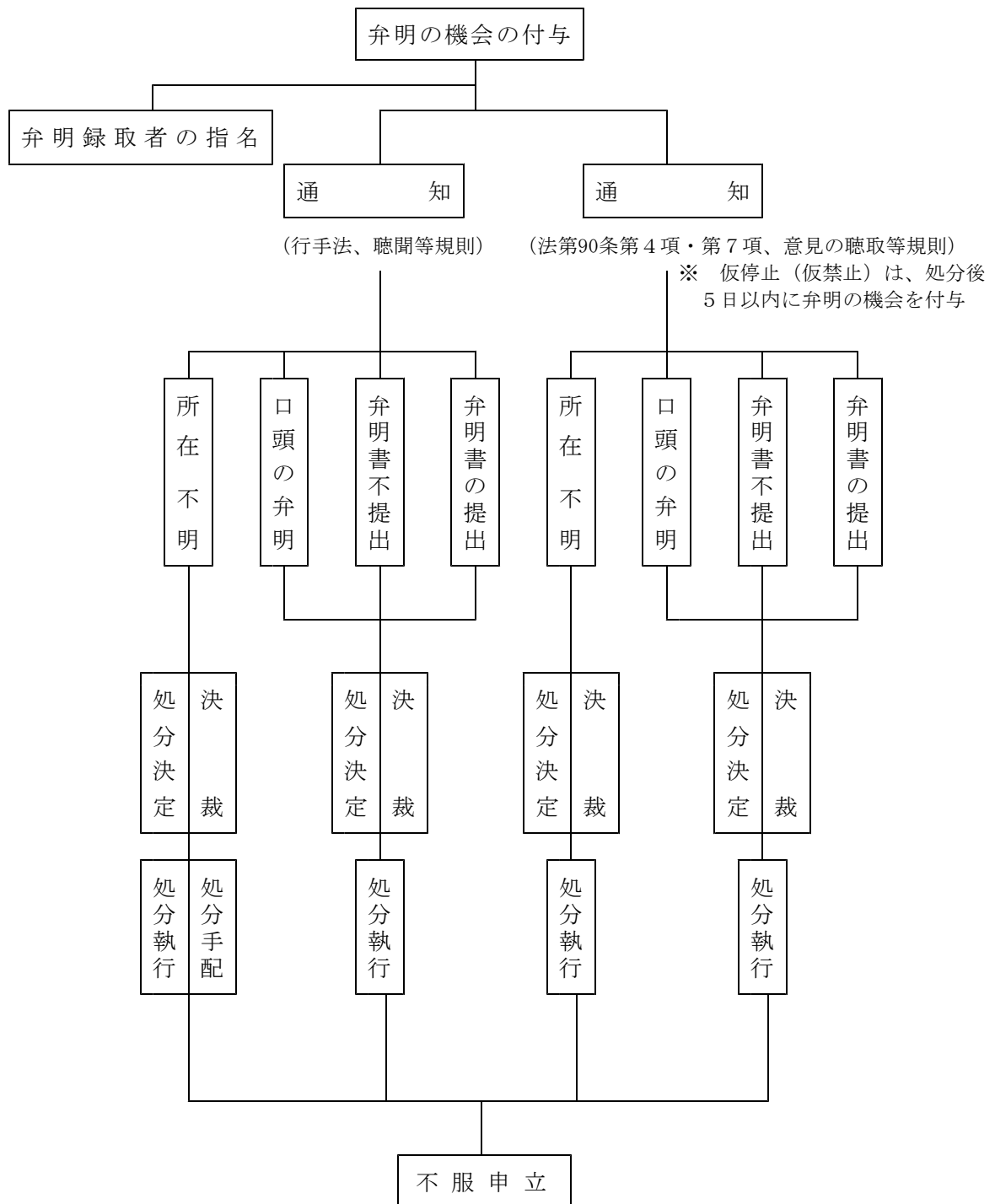
特 例 聴 聞 に 関 する 手 続

実施 対象	点数制度によらない免許の取消し・90日以上 of 停止 (病气等、重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性带有)
----------	------------------------------------------------------------



弁明の機会の付与に関する手続

実施 対象	<ul style="list-style-type: none"> ○点数制度によるもの（道路交通法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 免許の拒否、保留、事後取消し（停止）、仮停止（仮禁止） （点数制度に基づく処分で法令の定めるもの） ○点数制度によらないもの（行政手続法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大違反唆し等による90日未満の免許の停止 ・ 道路外致死傷による90日未満の免許の停止 ・ 危険性帯有による90日未満の免許の停止 ・ 身体の障害による90日未満の免許の停止
----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



別記第1号様式（第3の1の事項関係）

意見の聴取主宰者指名簿

指名者印	指名年月日	所 属	職 名	氏 名	印

注 規格は、A列4番縦長とする。 64 | 30 | 010 | 聴聞・意見の聴取関係 | 10年

別記第2号様式（第3の2の事項関係）

公安委員会告示第 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

年 月 日

公安委員会委員長 □ □ □ □ 印

1 処分に係る者

2 意見の聴取の期日

年 月 日 午前・後 時 分

3 意見の聴取の場所

意見の聴取会場

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式の2（第3の2の事項関係）

本部告示第 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

年 月 日

本部長 □ □ □ □ 印

1 処分に係る者

2 意見の聴取の期日

年 月 日 午前・後 時 分

3 意見の聴取の場所

意見の聴取会場

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第3の3の事項関係）

代 理 人 選 任 届

年 月 日

殿

住所
氏名

意見の聴取
弁 明 通知書（ 年 月 日付第 号）により通知の

意見の聴取
あった 弁明の機会の付与 については、下記の者を代理人として選任し、

意見の聴取
私のために 弁明の機会の付与 及び運転免許の行政処分の執行に関する一切の

行為をすることを委任します。

記

氏 名	
住 所	

注1 不要の文字は、二本線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第4号様式（第3の4の事項関係）

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

殿

住所
氏名

年 月 日

において行われる

意見の聴取

口頭による弁明の機会の付与については、下記の補佐人とともに出頭したい

ので申請します。

記

住 所	
氏 名	職業 (歳)
当事者又はその代理人との関係	
補佐する事項	

注1 不要の文字は、二本線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

意見の聴取通知書

第 年 月 日

あなたに対する下記の理由による免許の取消しに係る道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条第1項の規定による意見の聴取を次のとおり行いますので通知します。

この折り目から切って返信はがきを差し出して下さい。

公安委員会

意見の聴取期日	年 月 日 前 後 時 分
意見の聴取場所	
処分をしようとする理由	年 月 日交通違反（事故）により前歴 回で累積点数が 点となり、運転免許の取消しの基準に該当することになったため（別紙のとおり）。

- 備考
- 1 あなた又はあなたの代理人が、正当な理由がなく出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分を決定します。
 - 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人を選任し、意見の聴取の期日までに代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対して意見の聴取及び運転免許の行政処分に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
 - 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において当該事案について意見を述べ、有利な証拠を提出することができます。
 - 4 補佐人とともに出頭しようとする場合には、意見の聴取の期日までに補佐人出頭許可申請書を提出し、許可を受けてください。

(出頭に関する注意事項)

- 運転免許証又はその保管証、この通知書を持参してください。
- 自動車又は原動機付自転車を運転しないで出席してください。

◎ 行政処分についての問い合わせは

TEL

(土・日及び祝祭日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)

意見の聴取通知書

第 年 月 日 号

あなたに対する下記の理由による免許の効力の停止に係る道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条第1項の規定による意見の聴取を次のとおり行いますので通知します。

本部長

この折り目から切って返信はがきを差し出して下さい

意見の聴取期日	年 月 日 前 後 時 分
意見の聴取場所	
処分をしようとする理由	年 月 日交通違反（事故）により前歴 回で累積点数が 点となり、運転免許の効力の停止の基準に該当することになったため（別紙のとおり）。

- 備考
- 1 あなた又はあなたの代理人が、正当な理由がなく出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分を決定します。
 - 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人を選出し、意見の聴取の期日までに代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対して意見の聴取及び運転免許の行政処分に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
 - 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において当該事案について意見を述べ、有利な証拠を提出することができます。
 - 4 補佐人とともに出頭しようとする場合には、意見の聴取の期日までに補佐人出頭許可申請書を提出し、許可を受けてください。

(出頭に関する注意事項)

- 運転免許証又はその保管証、この通知書を持参してください。
- 自動車又は原動機付自転車を運転しないで出席してください。

◎ 行政処分についての問い合わせは

TEL



(土・日及び祝祭日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)

意見の聴取通知書

第 年 月 日 号

あなたに対する道路交通法第104条の2の2の規定に基づく不受験取消しに係る意見の聴取を次のとおり行いますので、定刻までに出席されるよう通知します。

公安委員会

意見の聴取期日	年	月	日	前後	時	分
意見の聴取場所						
処分をしようとする理由	1	道路交通法施行令第36条（再試験の基準）に該当し、初心運転者講習を終了しなかったことにより再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかったため。				
	2	道路交通法施行令第37条の3（初心運転者講習終了者に係る再試験の基準）に該当し、再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかったため。				

- 備考
- 1 あなた又はあなたの代理人が、正当な理由がなく出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分を決定します。
 - 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人を選出し、意見の聴取の期日までに代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対して意見の聴取及び運転免許の行政処分に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
 - 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において当該事案について意見を述べ、有利な証拠を提出することができます。
 - 4 補佐人とともに出頭しようとする場合には、意見の聴取の期日までに補佐人出頭許可申請書を提出し、許可を受けてください。

（出頭に関する注意事項）

- 運転免許証又はその保管証、この通知書を持参してください。
- 自動車又は原動機付自転車を運転しないで出席してください。

◎ 行政処分についての問い合わせは

TEL

（土・日及び祝祭日を除く午前9時00分から午後5時00分まで）

この折り目から切って返信はがきを差し出してください

別記第5号様式の4（第3の5の事項関係）

整理番号	
------	--

意見の聴取通知受領書

私宛の意見の聴取通知書は確かに受領しました。
この意見の聴取には（番号を○でかこんでください。）

- 1 私、若しくは私の代理人が出席します。
- 2 欠席のまま審理してください。
出頭できない理由（欠席の場合）

※ 欠席審理を希望される方は、後日送付される呼出通知書に従って免許証
を持参して出頭してください。

年 月 日

住 所

氏 名

（電話 _____）

お願い 宛先人が転居又は長期出張等不在で、宛先人以外の方がこの
葉書を受け取った場合には、お手数ですが次に記入して返信を
お願い致します。

宛先人の転出先
住所 _____

連絡先の電話 _____（電話 _____）
返 信 者

連絡事項（連絡の際参考になることがありましたら記入してください。）

--

注：出欠の有無にかかわらず返事を早めに出してください。

別記第6号様式（第3の6の事項関係）

意見の聴取期日・場所変更申出書	
年 月 日	
殿	
住所 氏名	
年 月 日	
において行われる	
意見の聴取の期日・場所については、下記の理由のとおりやむを得ない理由 があるので変更を申し出ます。	
記	
理 由	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

注1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 不要の文字は、二本線で消すこと。
3 規格は、A列4番縦長とする。

別記第7号様式（第3の6の事項関係）

第 号		
意見の聴取期日・場所変更通知書		
年 月 日		
殿		
印		
年 月 日		
において行うことと		
していた意見の聴取の期日・場所を下記のとおり変更したので通知します。		
記		
区 分	変 更 前	変 更 後
意見の聴取の期日	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から
意見の聴取の場所		

注1 不要の文字は、二本線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第8号様式（第3の8の事項関係）

	第 号
意見の聴取	続 行 再 開 通知書
	年 月 日
殿	
	印
年 月 日	において行った
意見の聴取を下記のとおり	続 行 再 開 するので通知します。
	記
意見の聴取の件名	
意見の聴取の期日	年 月 日 時 分 から
意見の聴取の場所	

注1 不要の文字は、二本線で消すこと。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第9号様式（第3の9の事項関係）

意見の聴取調書 第 年 月 日 主宰者の職名及び氏名 印	
意見の聴取の件名	道路交通法第103条第 項第 号（ ）
意見の聴取の期日	年 月 日（ ） 時 分
意見の聴取の場所	
当事者の氏名 生 年 月 日	年 月 日（ ）
代理人、補佐人 等の住所、氏名	住所 （続柄 ） 氏名 （ 歳）
当事者又は その代理人の 意見の陳述の要旨	<input type="checkbox"/> 説明を受けた違反（事故）内容は、 ----- ----- ----- ----- -----
	<input type="checkbox"/> この違反（事故）による刑事処分は、 ----- ----- ----- -----
	<input type="checkbox"/> 処分についての弁明は、 ----- ----- ----- -----
補佐人等の証言	----- ----- ----- -----
提出された証拠の 標 目	----- ----- -----
そ の 他 参 考 事 項	----- ----- -----
立 会 警 察 官	階級（職） 氏名 印

注 規格は、A列4番縦長とする。 64 30 010 聴聞・意見の聴取関係 10年

別記第10号様式（第3の10の事項関係）

第 号		
意見の聴取結果報告書		
年 月 日		
殿		
主宰者の職名及び氏名 印		
年 月 日（告示第 号）により実施した意見の 聴取を終結したので報告します。		
記		
意見の聴取区分	<input type="checkbox"/> 免許の取消し	<input type="checkbox"/> 免許の効力の停止
意見の聴取結果	意見の聴取の件数 出席 出席率	件 件 欠席 件 パーセント
結 果 の 内 容	<input type="checkbox"/> 特に弁明なく処分を受けるもの (件) <input type="checkbox"/> 予定された処分量定に対する不服のあるもの (件) <input type="checkbox"/> その他 (件)	
意見の聴取の続行 等の予定者氏名等	住所 職業 氏名 (歳) 措置方針 ----- -----	
備 考		

注 規格は、A列4番縦長とする。 64 | 30 | 010 | 聴聞・意見の聴取関係 | 10年

別記第10号様式の2（第3の10の事項関係）

決 裁 欄	
年 月 日	
意見の聴取結果の処分裁定報告書	
主宰者の職名及び氏名	
印	
年 月 日、意見の聴取を行った下記の者に対する道路交通 法違反（事故）事件について、次のとおり処分決定したく報告する。	
記	
意見の聴取の件名	
当事者（代理人） の住所氏名年齢等	住所 職業 氏名 (歳)
処 分 基 準	前歴 回 基礎点数 処分基準 点 累積点数 (取消し 年) (免許停止 日)
当事者(代理人)等 の陳述の要旨	----- ----- ----- -----
処分量定案	<input type="checkbox"/> 取消し (年) <input type="checkbox"/> 免許停止 (日)
処分に対する意見	----- ----- ----- -----

注 規格は、A列4番縦長とする。

64	30	010	聴聞・意見の聴取関係	10年
----	----	-----	------------	-----

別記第11号様式（第4の1の関係事項）

聴聞の主宰者指名簿

指名者印	指名年月日	所 属	職 名	氏 名	印

注 規格は、A列4番縦長とする。 64 30 010 聴聞・意見の聴取関係 10年

別記第12号様式（第4の2の事項関係）

公安委員会告示第 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

年 月 日

公安委員会委員長 □ □ □ □ 印

1 不利益処分の名宛人となるべき者

2 聴聞の期日

年 月 日 午前・後 時 分

3 聴聞の場所

聴 聞 会 場

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第12号様式の2（第4の2の事項関係）

本部告示第 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

年 月 日

本部長 □ □ □ □ 印

1 不利益処分の名宛人となるべき者

2 聴聞の期日

年 月 日 午前・後 時 分

3 聴聞の場所

聴 聞 会 場

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第13号様式（第4の2の事項関係）

公安委員会告示第 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第3項の規定に基づき、次のとおり通知する。

年 月 日

公安委員会委員長 □ □ □ □ 印

1 不利益処分の名宛人となるべき者

2 聴聞の期日

年 月 日 午前・後 時 分

3 聴聞の場所

4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

5 その他

1の者には、行政手続法第15条第1項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも交付します。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第14号様式（第4の3の事項関係）

本部	課長	次席	課長補佐	係長	審査官					警察署	審査者	取扱者			
点数制度によらない行政処分上申書 年 月 日 （本部行政処分担当課長）殿 署（隊）長															
被 処 分 者	ふりがな 氏名									<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日 (歳)				
	本籍														
	住所									電話 (携帯)					
	職業						勤務先					電話			
	免許 関係	交付	年 月 日					公安委員会							
	免許番号														
	一 種						二 種				免許条件				
	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大型	中型	普通	大特	けん引
違反（発生）日時	年 月 日 午前・後 時 分 ころ														
違反（発生）場所															
違反車両使用者									登録番号						
身柄措置（収容先）	<input type="checkbox"/> 任意 <input type="checkbox"/> 強制（上申時の身柄収容先）														
法条区分	類 型（ 態 様 ・ 行 為 ）														
<input type="checkbox"/> 重大違反唆し等 第103条第1項第6号	<input type="checkbox"/> 教唆（ ） <input type="checkbox"/> 幫助（ ） <input type="checkbox"/> （ ）										<input type="checkbox"/> （※本部記載） 事案登録該当				
<input type="checkbox"/> 道路外致死傷 第103条第1項第7号	<input type="checkbox"/> 不注意（ ） <input type="checkbox"/> 故意（ ） <input type="checkbox"/> 危険運転致死傷（ ）														
<input type="checkbox"/> 危険性帯有 第103条第1項第8号	<input type="checkbox"/> 麻薬、覚せい剤等（ ） <input type="checkbox"/> 暴走行為等（ ） <input type="checkbox"/> 加担行為（ ） <input type="checkbox"/> 運転行為（ ） <input type="checkbox"/> 免許に関する不正行為（ ） <input type="checkbox"/> 交通秩序破壊行為（ ） <input type="checkbox"/> その他の危険行為（ ）														
処分量定（※本部記載）	<input type="checkbox"/> 取消し 年 <input type="checkbox"/> 停止 日														
事件番号								64	30	010	聴聞・意見の聴取関係		10年		

注 規格は、A列4番縦長とする。

(表)

覚醒剤等使用等	検挙年月日	年 月 日			
	上申事実				
	同種前科	有(回)・無 最終処分 年 月 日、懲役 年 月(猶予 年)			
	上申事実の 以外常悪 習質の 心性	<input type="checkbox"/> 使用	日時		
		<input type="checkbox"/> 所持	場所		
		<input type="checkbox"/> 使用	日時		
		<input type="checkbox"/> 所持	場所		
<input type="checkbox"/> 使用		日時			
<input type="checkbox"/> 所持		場所			
重大違反唆し等 をした者の正犯	住所				
	職業		勤務先		
	氏名		年齢等	年 月 日生(歳)	
	共犯者との関係				
交通事故等 の被害者	住所				
	職業		勤務先		
	氏名		年齢等	年 月 日生(歳)	
事 実 の 要 旨					
備 考					

別記第15号様式（第5の1の事項関係）

弁 明 録 取 者 指 名 簿

指名者印	指名年月日	所 属	職 名	氏 名	印

注 規格は、A列4番縦長とする。

64	30	010	聴聞・意見の聴取関係	10年
----	----	-----	------------	-----

別記第16号様式（第5の2の事項関係）

（表）

第 号 弁 明 通 知 書 年 月 日 殿 公 安 委 員 会	
あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係わる北海道行政手続条例 第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので 通知します。	
記	
弁 明 の 件 名	<input type="checkbox"/> 合格免許に対する処分 <input type="checkbox"/> 交付後の免許に対する処分 <input type="checkbox"/>
予 定 さ れ る 不利益処分の内容	<input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 事後取消し
根 拠 と な る 条 例 等 の 条 項	道路交通法第90条第 項
不 利 益 処 分 の 原因となる事実	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日 まで
備 考	
弁明の機会の付与に際しての留意事項は裏面のとおりです。	

- 注1 口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。
- 3 規格は、A列4番縦長とする。

別記第16号様式の2（第5の2の(1)、第5の3の(1)の事項関係）
（表）

第 号														
弁 明 通 知 書														
年 月 日														
殿														
北海道警察本部長														
<p>あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係わる北海道行政手続条例第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">弁明の件名</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 合格免許に対する処分 <input type="checkbox"/> 交付後の免許に対する処分 <input type="checkbox"/> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">予定される不利益処分の内容</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 保留 <input type="checkbox"/> 停止（ 日） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根拠となる条例等の条項</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 道路交通法第90条第 項 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項第 号 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">不利益処分の原因となる事実</td> <td style="padding: 5px;"> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">弁明書の提出先</td> <td style="padding: 5px;"> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">弁明書の提出期限</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日 まで</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考</td> <td style="padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	弁明の件名	<input type="checkbox"/> 合格免許に対する処分 <input type="checkbox"/> 交付後の免許に対する処分 <input type="checkbox"/>	予定される不利益処分の内容	<input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 保留 <input type="checkbox"/> 停止（ 日）	根拠となる条例等の条項	<input type="checkbox"/> 道路交通法第90条第 項 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項第 号	不利益処分の原因となる事実		弁明書の提出先		弁明書の提出期限	年 月 日 まで	備 考	
弁明の件名	<input type="checkbox"/> 合格免許に対する処分 <input type="checkbox"/> 交付後の免許に対する処分 <input type="checkbox"/>													
予定される不利益処分の内容	<input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> 保留 <input type="checkbox"/> 停止（ 日）													
根拠となる条例等の条項	<input type="checkbox"/> 道路交通法第90条第 項 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項第 号													
不利益処分の原因となる事実														
弁明書の提出先														
弁明書の提出期限	年 月 日 まで													
備 考														
<p>弁明の機会の付与に際しての留意事項は裏面のとおりです。</p>														

- 注1 口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。
- 3 規格は、A列4番縦長とする。

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの住所、氏名、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 3 あなたが弁明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので弁明の件名、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
- 4 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

別記第17号様式（第5の2の（2）の事項関係）

第 号 弁 明 調 書 年 月 日						
下記の者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第90条第4項及び第7項の規定により次のとおり弁明をした。						
弁明の件名	<input type="checkbox"/> 合格免許に対する処分 <input type="checkbox"/> 交付後の免許に対する処分					
弁明の日時	年 月 日 午前・後 時 分					
弁明の場所						
当事者の氏名及び住所（代理人の氏名及び住所）						
当事者又はその代理人の弁明の要旨	<input type="checkbox"/> 只今説明を受けた事実は、 その理由は、 ----- ----- ----- ----- ----- <input type="checkbox"/> 処分事実に相違なく、特に弁明はありません。 <input type="checkbox"/> 弁明は次のとおりです。 ----- ----- -----					
提出された証拠の標目	-----					
その他の参考事項	-----					
弁明録取者の氏名	官職（階級）	氏名	印			
		64	30	010	聴聞・意見の聴取関係	10年

注1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第18号様式（第5の3の（2）の事項関係）

本部告示第 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について弁明の機会を付与するので、行政手続法（平成5年法律第88号）第31条において準用する同法第15条第3項の規定に基づき、次のとおり通知する。

年 月 日

本部長 □ □ □ □ 印

1 不利益処分の名宛人となるべき者

2 弁明書の提出期限

年 月 日 午前・後 時 分まで

3 弁明書の提出先

4 その他

1の者には、行政手続法第30条各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも交付します。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第18号様式の2（第5の3の（2）の事項関係）

本部告示第 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について弁明の機会を付与するので、行政手続法（平成5年法律第88号）第31条において準用する同法第15条第3項の規定に基づき、次のとおり通知する。

年 月 日

本部長 □ □ □ □ 印

1 不利益処分の名宛人となるべき者

2 出頭すべき日時

年 月 日 午前・後 時 分まで

3 出頭すべき場所

4 その他

1の者には、行政手続法第30条各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも交付します。

注 規格は、A列4番縦長とする。